

豊田市農業委員会議事録

令和5年1月30日、豊田市農業委員会長 横条 鈞は、令和5年1月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎7階、南72委員会室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 耕作放棄地の農地、非農地の判断について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (18名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	西山弥太郎
4番	石川 幸子	5番	為井 裕	—————	
7番	杉浦 俊雄	8番	土方 和子	9番	梅村 逸次
10番	水野 省治	11番	梅村 貢司	12番	中島 匡代
13番	加知 満	14番	伊藤喜代司	15番	伊藤 政和
16番	浅見富士男	17番	林 如実	18番	杉田 雅子
19番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (1名)

6番 近藤 和人

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主査	井上 貴道	主査	杉本 一浩	主査	伊藤 寿信
主査	鈴木 彩	主査	岩月 彰弘		

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局： 本日の欠席委員は、6番、近藤和人委員、以上1名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

7番、杉浦俊雄委員、8番、土方和子委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第1号から第6号までの審議案件6件とその他の報告案件4件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和5年議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

1番、千足町の件。

担当推進委員の篠田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

2番、千足町の件。

担当推進委員の篠田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

3番、天王町の件。

担当推進委員の篠田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

4番、高原町の件。

担当推進委員の石川委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

5番、前林町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

6番、舞木町の件。

担当推進委員の水野委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

7番、東大島町の件。

担当推進委員の青木委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

8番、神殿町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第1号で上程されました8件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第1号は承認決定されました。

続いて、令和5年議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

1番、下市場町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、2番、司町の件、調剤薬局です。第3種農地です。判断基準は、

水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、3番、司町の件、脳神経外科医院です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 3件とも特に問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、4番、野見町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、5番、鴛鴨町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、6番、和会町の件、粘土採掘・残土処分場（一時転用）です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

お願いします。

為井委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、7番、吉原町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、8番、吉原町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、9番、吉原町の件、診療所です、第2種農地です。判断基準は、若林駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、10番、駒新町の件、店舗です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

土方委員： 4件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、11番、亀首町の件、資材置場です。第2種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準は、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、12番、東広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の

目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、13番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、14番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 3件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、15番、築平町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

加知委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、16番、大沼町の件、住宅敷地（駐車場・進入路）です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、17番、大沼町の件、残土処分場（一時転用）です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

お願いします。

浅見委員： 特に2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

どうぞ、浅見委員。

浅見委員： お願いします。

始末書案件の内容を分かる範囲で報告をしてもらえますでしょうか。

事務局： 1番の案件、下市場町の分家住宅について、平成19年頃から一部を既存宅地への進入路、物置として利用していたものを、今回是正するものです。

5番の案件、鴛鴨町の分家住宅について、こちらも平成19年頃、分家住宅を建築しましたが、そのときの事業計画以上にはみ出して建設したため、それを是正するものです。

15番の案件、築平町の駐車場について、昭和50年頃から駐車場として利用しており、それが今回発覚したため、適法に是正するものです。

以上です。

会長： ただいまの説明でいかがですか。よろしいですか。

他にありませんでしょうか。

(会場声なし)

会長： 他になければ、これで採決をいたしたいと思います。

議案第2号で上程されました17件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第2号は適当である旨、承認されました。

令和5年議案第3号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第3号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

1番、宝町の件、変更内容は事業期間延長です。

本件は、令和4年3月29日付で駐車場として第5条許可を得ました。当初5台分の駐車場で転用許可を受けていましたが、6台分の駐車場として計画を見直すことに伴い、工期を変更したく申請に及ぶものです。

また、本件につきましては、担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第3号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第3号は適当である旨、承認されました。

令和5年議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

1番、畝部東町の件。

担当推進委員の高橋委員から、証明について問題ない旨、御意見いただいて

おります。

2番、上郷町の件。

担当推進委員の山田委員から、証明について問題ない旨、御意見いただいております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第4号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。
よって、議案第4号は承認決定されました。
令和5年議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和5年2月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第5号資料①は、利用権の総括表になります。議案第5号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙、議案第5号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも

令和5年2月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、117筆、15万6,037平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第5号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第5号は承認決定されました。

令和5年議案第6号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第6号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

別紙のとおり、現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

別紙A4の資料、6ページから16ページを御覧ください。

今回、猿投、石野、松平、旭地区の合計で429筆、18万4,027.64平方メートルの土地が対象となります。

当該土地は、今年度行った農地法第30条に基づく利用状況調査の結果に基づき、既に森林・原野化しているなど、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第6号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第6号は承認決定されました。
報告案件について、事務局より説明を求めます。

事 務 局： 議案12ページ及び別紙配付資料17ページ及び18ページを御覧ください。
報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案13ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理書について。

令和4年受付分、131番、平戸橋町の案件から、16ページを御覧ください、145番、堤町の案件までの15件と、17ページを御覧ください、令和5年受付分、1番、宮口町の案件から、20ページを御覧ください、13番、中田町の案件までの13件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案21ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

令和4年受付分、75番、聖心町、共同住宅の案件から78番、田中町、工場の案件までの4件と、22ページを御覧ください、令和5年受付分、1番、森町、駐車場の案件の1件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、

既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案23ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

令和4年受付分、199番、鴻ノ巣町の緑地帯の案件から26ページを御覧ください、212番、井上町の自己用住宅の案件までの14件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時22分)

議事録署名者
